

Progress～進歩～

一期一会

第3号

2007年8月1日発行
三宅税理士事務所
(有)シーエムエス
倉敷市中島241
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
発行担当者:吉原美保子

今月のテーマも前月に続き法人税です

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度

概要:特殊支配同族会社に該当する法人が業務主宰役員に対して支給する給与の額のうち、一定の条件に該当する場合、給与所得控除額に相当する部分の金額は損金の額に算入されません。

特殊支配同族会社とは？(次の1.株式要件及び2.役員要件に該当する会社)

- 1.株式要件・業務主宰役員グループ(主宰役員1名とその親族等)がその同族会社の株式又は出資の90%以上を保有している。
- 2.役員要件・業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者が常務に従事する役員の50%を超えている。

適用除外

- 1.基準所得金額が8百万円以下・19年4月1日～20年3月31日開始年度は1千6百万円以下である場合
- 2.基準所得金額が8百万超3千万以下・19年4月1日～20年3月31日開始年度は1千6百万超3千万以下でありかつ、基準所得金額に占める業務主宰役員給与額が50%以下である場合

基準所得金額=(法人所得金額+主宰役員給与額)の直近3年間の平均額

| 平成18年4月1日～平成19年3月31日の間に開始する事業年度 | | 平成19年4月1日～平成20年3月31日の間に開始する事業年度 | |
|---------------------------------|------------|---------------------------------|------------|
| 基準所得金額 | 主宰役員報酬の割合 | 基準所得金額 | 主宰役員報酬の割合 |
| (法人所得+主宰役員給与)の直近3年平均額 | 50%以下 50%超 | (法人所得+主宰役員給与)の直近3年平均額 | 50%以下 50%超 |
| 8百万円以下 | 対象外 対象外 | 1千6百万円以下 | 対象外 対象外 |
| 8百万円超3千万円以下 | 対象外 対象 | 1千6百万円超3千万円以下 | 対象外 対象 |
| 3千万円超 | 対象 対象 | 3千万円超 | 対象 対象 |

対象になる会社は、その年の業務主宰役員報酬額を下記算式に当てはめて頂くと損金不算入額が算出されます。

| 役員報酬額(年) | 給与所得控除額算式 | 損金不算入額 |
|-----------|-------------------|--------|
| 162.5万円以下 | 65万円 | |
| 180万円以下 | () × 40% | |
| 360万円以下 | () × 30% + 18万円 | |
| 660万円以下 | () × 20% + 54万円 | |
| 1,000万円以下 | () × 10% + 120万円 | |
| 1,000万円超 | () × 5% + 170万円 | |

？損金不算入とは？
法人税を計算する時に課税所得に加算されます。

＜知っ得情報＞

パート・アルバイト等で税金がかからない限度額をご存知ですか？

| | 所得税 | 住民税 |
|----------------|----------------|----------------|
| 給料のみ | 総支給額＝103万円以下 | 総支給額＝100万円以下 |
| 公的年金のみ 65歳未満の方 | 総支給額＝108万円以下 | 総支給額＝105万円以下 |
| 公的年金のみ 65歳以上の方 | 総支給額＝158万円以下 | 総支給額＝155万円以下 |
| その他の所得のみ | 収入-必要経費＝38万円以下 | 収入-必要経費＝35万円以下 |

※社会保険の扶養は、パート・アルバイト収入130万円以下の方は入れますが、様々な条件がありますので、他の方(ご主人や親)の扶養になりたい場合はその勤務先でご確認下さい。

＜8月スケジュール＞

| 日 | 曜日 | 内容 |
|----|----|---|
| 10 | 金 | *源泉所得税・特別徴収住民税(7月分)の納付期限 *夏季賞与を支給した場合、社会保険に加入している事業所は5日以内に「被保険者賞与支払届」を所轄の社会保険事務所 |
| 31 | 金 | *6月決算法人の確定申告・納付期限 *7月分の社会保険料の納付期限 *個人消費税等の中間申告 |



！お願い！

個人消費税等の中間申告がある方は税務署より納付書が送付されます。自動振替の方は振替日も入っていますが納付書に申告書が付いていますので署名押印の上三宅事務所へお渡しください！！

＜セミナー情報＞ 中村文昭氏よりあなたに感動を...

～演題:人のご縁で、でっかく生きろ！～



お持ち帰りは
笑顔

講演日 19年10月9日(火)
開場 17:30
開演 18:00～20:00すぎ
会場 くらしき健康福祉プラザ5階

東京での行商から学ばれた話や、独立してから多くの方とのご縁でたどりついて現在に至るまでの数々のお話。お金を稼いで得るものより、人のご縁を活かして得るもの素晴らしさなどをお話させていただきます。

＜その他研修予定＞

講師:三宅 孝治

平成19年8月3日(金)と平成19年8月21日(火)の2日にわたって、真備船穂商工会主宰の研修会講師を勤めさせていただきます。

テーマは『ゼロから始める女性経営塾』です。女性部員の方を対象に財務・経営のお話を午後7:30～9:30の2時間お話させて頂く予定です。

＜社外研修へ行って来ました＞

7月13日(金)午後は、事務所を閉めさせて頂きご迷惑をおかけいたしました。当事務所が取り組んでいます、「元氣玉」セミナー中四国ユーザー会に全員で行ってまいりました。元氣玉セミナーとは、元氣会計人を創ることを目標とし、試算表の説明や様々な研修を行っている会です。13:30より講師の先生の熱意あふれる講話や、参加税理士事務所の所長先生方による、近況報告及び事例発表。スタッフによる現場での体験発表などを行いました。遠方よりお越しになった講師の先生や他税理士事務所の先生方の熱意に感動し、また当事務所スタッフもそれぞれの発表を通して、自分たちの仕事の意義やこれからの課題についても確認しあえました。熱い発表で予定時間をかなり越える会になりましたが、有意義な時間を過ごさせていただきました。

＜インターンシップのご案内＞

9月3日(月)から9月14日(金)の予定で、岡山大学経済学部より、2名の実習生が来られます。税理士事務所への研修ですので岡山大学からは、御本人の守秘義務遵守の誓約書を頂いておりますが、実習開始時に当事務所にて作成した、税理士法第38条(秘密を守る義務)に準じた誓約書を交わしていただく予定です。また、お客様を訪問させていただく際にはその旨、事前にご相談させていただきます。御理解と御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

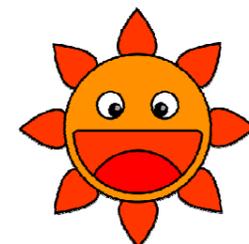
＜夏季休暇のご案内＞

誠に勝手ではございますが、今年も夏季リフレッシュ休暇を下記の通り実施させていただきます。ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、宜しくおねがいたします。

期間:平成19年8月11日(土)～8月15(水)

＜暑中お見舞い申し上げます＞

夏まっさかりです 皆様いかがお過ごしでしょうか。



食欲がなく、元氣が出ないという方、今が旬のトマトはいかがでしょう。トマトに含まれるリコピンは抗酸化作用が強く、疲労回復や美白にも役立つそうです。オリーブオイルとの組み合わせで吸収率も倍増！元気に夏を楽しみましょう

